

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

		部課等名 <u>教育推進 部図書館</u>	番号 <u>8</u>
許認可等の内容		図書館の配送貸出し	
根拠法令及び条項		茅ヶ崎市立図書館運営規則第13条	
審 査 基 準	関係条項	茅ヶ崎市立図書館家庭配本サービス事業実施要綱第2条	
	基準 (未設定の場合は その理由)	<p>家庭配本サービス事業を利用できる者は、市民（老人ホーム等の施設に居住する者を除く。）であつて、次のいずれかの理由により図書館へ来館することが困難な者とする。</p> <p>(1) 身体障害 (2) 高齢 (3) 病気、怪我、妊娠等 (4) その他、教育委員会が認める理由</p>	
	参考事項		
	設定等年月日	平成27年10月1日設定（ 年 月 日最終変更）	
標準 処理 期間	標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	総日数 5 日（休日は含まない。）	
	設定等年月日	平成27年 10月 1日設定（ 年 月 日最終変更）	